

日本共産党を代表されました、村井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、消費税についてであります。  
地方六団体は、国・地方を通じた持続可能な社会保障制度の安定財源確保の観点から、地域偏在性の少ない地方消費税の充実が必要なものとして、国に要望してきたところであります。

一方、国においては、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取り組みにより経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度（平成23年度）より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じることを閣議決定されたところであります。

今後の国における税制論議の推移を、注視していく必要があると考えております。

次に、雇用情勢についてであります。

景気の後退を受け、経済・雇用情勢は、急速に悪化しております。

とりわけ、派遣労働者にとっての雇用環境は、大変厳しく、将来への不安も大きくなっております。

こうした、非正規労働者の雇用不安を払しょくし、安心して働くことのできる雇用政策は、国において、仕組みづくりを早急に行う必要があると考えております。

また、本市において、昨年末、福山商工会議所を始め関係団体に「雇用確保と安定」について、要望したところであります。

次に、臨時職員の雇用についてであります。

本市におきましては、緊急雇用対策とし、離職を余儀なくされた方を対象に、臨時職員として、50人を雇用しているところであり、新年度においても、緊急雇用創出事業を活用しながら、就業の機会を提供してまいります。

以上

次に、国保行政についてであります。

保険税引き上げの要因となる医療費につきましては、当初予算における一般被保険者に係る保険給付費を比較すると、今年度と比べ新年度は、約13億円の増加を見込んでおります。

なお、新年度においては、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う、保険税収入の影響はありません。

次に、国庫支出金の負担率につきましては、国・県の調整交付金を加味すれば、基本的には、50%を確保されているところであります。

次に、後期高齢者医療制度につきましては、昨年9月、国においては、厚生労働省内に、「高齢者医療制度に関する検討会」を立ち上げ、検討を行っていると同っており、今後とも、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、新年度における保険税の引き上げについてであります。急激な上昇を押しやるため、財政調整基金からの充当に加え、一般会計からの特別な繰り入れなどの措置を講じることとしており、さらに、今後、本年度収支の改善を図る中で、税率決定時に向け、極力上昇幅の抑制に努めてまい

りたいと考えております。

次に、保険税減免制度の拡充の恒常的な措置につきましても、減免基金残高との係わりもあり、今後、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、資格証明書についてであります。今後においても、資格証明書は発行しないという考え方を基本に、資格証明書交付世帯に対する実態調査や納税折衝をきめ細やかに行ってまいります。

以上

次に、介護保険制度についてであります。

このたびの要介護認定の見直しについては、二次判定を行う審査会で、より適切な審査・判定を実現するために、

- ・ 調査項目の一部見直し、
- ・ 新しい一次判定ソフトの導入

などが、行われるものであります。

国は、導入に向けたモデル事業と現行を比較したところ、要介護度別の判定に差は認められなかった、としており、身体等の状況に応じた要介護度が、適切に判定できるものと、考えております。

次に、障害者自立支援法についてであります。  
まず、利用者負担については、本市としても、障害者の所得の状況に見合ったものとするよう市長会を通じて国に要望してきたところであり、既に、数度にわたり「負担上限額」の引き下げが実施され、サービスの量に応じて、利用者負担が大きくなることのないよう配慮されているところであります。

利用者負担のあり方を含めた抜本的な改正案が、近々国会へ提出される状況であり、引き続き、国の動向等を注視して、参りたいと考えております。

次に、報酬につきましては、介護保険の報酬改定を上回る率での改定がなされたところであり、新年度からの報酬改定の効果を見定める必要があるものと考えております。

次に、療育センターについてであります。  
新年度は、実態調査を実施するとともに、医師や療育関係者等の意見もお聞きする中で、早期発見と早期療育を図るための基本構想を取りまとめた  
いと考えております。

次に、高齢者福祉3事業についてであります。

「長寿祝い金」「老人交通費助成」「あんま施術費助成」の3事業につきましては、これまで長年、高齢者に敬意を表し実施してきたものであります。が、超高齢社会を目前に控える中、今後も真に必要なとされ、持続可能な制度となるよう、市民団体等の代表者の方々による検討会を設置し、事業のあり方や方向性について検討していただきました。

「個人給付より地域福祉の充実を」という、検討会の意見を尊重し、これまで取り組んできた3事業を見直してまいりたいと考えております。

見直しの基本的な考え方は、高齢社会を安心と活力あるものにしていくことを基本に、現在の財源を有効活用し、高齢者ニーズに対応した、より質の高い施策への転換を図っていくものであります。

以上

次に医療行政についてであります。

まず、妊婦健康診査についてであります。

国は、2011年度（平成23年度）以降の実施については、検討することとしておりますので、その動向を注視してまいります。

次に、周産期医療についてであります。

本市における周産期救急医療につきましては、福山医療センターが、その役割を担っております。

今後、福山医療センターの動向を踏まえ、市民病院としての役割を見極めてまいります。

乳幼児医療費助成制度につきましては、県制度を踏まえ、本市独自に助成対象年齢を拡大して実施しているものであり、現段階では、完全無料化することは考えておりません。

公費負担については、入院・通院の区分等、推計をする上で不確実な要因がありますが、小学校卒業までの医療費を完全無料化した場合は、新たに約9億2千万円程度、中学校卒業まで拡大すると、さらに約2億8千万円程度が必要となるものと想定されます。

以上

次に、環境行政についてであります。  
まず、R D F 事業によるゴミ処理についてであります。

R D F 事業は、ごみの分別やリサイクルを徹底した上で、焼却せざるを得ないものを、徹底した上で、焼却としてリサイクルし、発電や溶融スラッグの有効活用を行うものであり、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたものではありません。

ダイオキシン対策や最終処分場の延命化なども含め、循環型社会を構築する上で、欠くことのできない重要な事業であると考えております。

次に、粗大ごみ有料化についてであります。

粗大ごみの有料化については、ごみ減量化の有効な手法の一つと考えており、福山市環境基本計画（案）にも掲げているところであります。

また、福山市一般廃棄物処理基本計画においても「粗大ごみの処理能力を考慮すると排出の抑制が必要であり、有料化を検討する」としており、今後、広く市民の声を聞く中で慎重に検討してまいります。

なお、ごみゼロ社会実現への取り組みは、環境基本法や循環型社会形成推進基本法に基づき、市民・事業者・行政が共同して取り組む必要があると考えております。

以上

次に、商工・労働行政についてであります。

銀行に対する指導・監督についてであります。国は、すでに昨年10月と本年2月に全国銀行協会等へ中小企業に対する円滑な資金供給を要請されたと伺っております。

本市においても、各金融機関に対して、昨年末に続き先般、中小企業の資金調達の円滑化及び緊急保証制度の積極的な活用を依頼したところであります。

「緊急保証制度」の対象業種については、国において、知久慈、不況業種の追加見直しをされており、今後、国の指定状況を注視してまいります。

保証制度につきましては、信用保証協会と金融機関が、適切な責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業者に対する融資の実行や経営支援策等を行うことを目的に導入されたことと伺っております。

また、本市の融資制度は、融資利率も低率であり、活用しやすい制度としております。

とりわけ、「経営環境変化対応特別資金」につきましては、昨年末に融資期間の延長など、制度拡充を図ったところであります。

次に、本市が発注する建設工事の下請け契約及び下請代金支払の適正化については、請負人に対し、支払い等に違反する場合は、関係機関と連携し厳正に対処しております。

以上

次に、子どもの貧困問題についてであります。

福山市次世代育成支援 対策推進行動計画の前期行動計画では、「援助を必要とする子育て家庭への支援」として「ひとり親家庭等の自立支援の推進」などの基本施策を掲げ、母子家庭に対する自立支援や経済的支援などの諸事業を実施しているところであります。

2009年度（平成21年度）に策定する後期行動計画においても、引き続き、母子家庭の生活の安定、向上のための施策を推進してまいります、

次に、児童扶養手当につきましては、父子家庭への支給等の経済的支援を含む体系的な施策の充実について、全国市長会を通じ、国に要望しているところであります。

次に妊婦健康診査の広報についてであります。

広報については、妊娠届け時に交付する母子健康手帳別冊や広報「ふくやま」、ホームページ等で広く啓発してまいります。

次に児童館につきましては、公民館や市民センターなど、市内の既存の社会教育施設などが有している教育機能の多面的な活用が図られるよう、今後とも取り組んでまいります。

教育行政について、お答えいたします。

はじめに、就学援助制度につきましては、引き続き都市教育長会などを通じて、その充実を強く求めてまいります。

次に、少人数学級についてであります。

現在、学年ごとの児童生徒の発達段階に応じた学級規模や少人数学級と少人数指導の教育効果等の課題、また、給与、任用形態等の課題もあり、他都市の状況等も参考にしながら本市独自の実施方法について慎重に検討しているところであります。

次に、中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

以上

次に、特別支援教育についてであります。

発達に課題のある児童生徒の実態については、学校からの報告とともに担当指導主事が直接に児童生徒を観察し、把握しております。

特別支援教育担当教員数は、

教諭 一昨年度 145人、今年度 157人

介助員 一昨年度 72人、今年度 92人

学校支援員一昨年度20人、今年度 34人

であり、いずれも増員となっております。

なお、教員の待遇や身分保障については、他の職種等との整合性を図っているところです。

特別支援学級の編成権限は、県教育委員会にあります。介助員や学校支援員の配置につきましては、児童生徒の実態に応じて対応しております。

少人数学級につきましては、本市独自の実施方法について慎重に検討しているところです。

特別支援学校については、広島県特別支援教育ビジョンに基づいて適切に設置されていると受け止めております。

以上

次に保育行政についてであります。

本年２月、国の社会保障審議会 少子化対策特別部会では、今後の保育制度のあり方について、これまでの議論の中間報告が行われたところであり、今後、詳細な制度の検討がされることとなっております。

本市としましては、児童福祉の向上の視点と、地方分権の拡充を進める立場から、引き続き、その動向を注視してまいりる考えであります。

次に、公立保育所の社会福祉法人への移管につきましては、今後の児童数の減少や施設の老朽化など、保育所が抱える様々な課題を解決し、将来にわたって良質な保育サービスを安定的に提供するため進めているものであり、引き続き、着実に取り組んでまいります。

次に、入所定員の弾力的な運用につきましては職員配置や施設基準などの国の基準を遵守し、適切に対応しているところであります。

職員の配置につきましては、引き続き、国の基準を遵守する中で、多様な勤務形態の職員を配置し、保育サービスの充実に努めてまいります。

次に法人立保育所の運営につきましては、児童の処遇向上を基本に、職員の処遇向上や多様な保

育サービスへの的確な対応を図るため、これまでも本市独自に助成をしているところであります。

以上

次に、鞆港埋め立て架橋計画についてであります。

本計画は、鞆町が抱える様々な課題の抜本的改善を図るため、鞆町住民の皆様や学識者の方々とともに、長い年月をかけ、徹底的な議論や検討により策定されたものであります。

そして、景観との調和や新たな景観の創出にも配慮されており、大多数の鞆町住民が早期実現を願われているこの計画を取り下げることは考えておりません。

鞆町の再生と活性化を図っていくためには、住民の皆様とともに策定した、「鞆地区まちづくりマスタープラン」を基に、様々な施策を総合的かつ体系的に進めていくことが必要と考えております。

それを実現する手法は、「歴史まちづくり法」もそのひとつであります。いずれにしても、まちづくりはそこに暮らす人々が主体であり、住民の皆様と共同して進めていきたいと考えております。

なお、鞆地区の漁業振興を図るためには、ハード、ソフトの両施策での取り組みが必要であり、まず、不足している漁業施設用地や老朽化した物揚場などの漁業基盤整備については、それらを一体的に整備する埋め立て架橋計画により取り組む

こととしております。

また、ソフト施策としましては、水産資源の増大を図る種苗放流などを計画的に実施することとしており、こうした施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります。

まず、福山道路等の一時中止についてありますが、福山道路等の幹線道路網は、「福山市総合計画」において、重要施策に位置付けられており、新年度以降も事業を推進して頂くよう、国・県へ強く要望しているところであります。

次に、瀬戸学区山北地区で実施された境界確認についてであります。

本市は、市道・里道・水路等の管理者として、事業者である国から依頼され、当日、参加された地権者等と現地で立会したものであります。

境界確認は、申請者が関係書類を整えて手続きを行うものであり、本市が、手続きの中止等を判断することはできません。

以上

次に、川南地区まちづくりについてであります。

神辺地区町づくり事業計画については、関係町内会や各種団体からなる事業計画策定委員会を設置し、住民アンケート調査や住民説明会等が出された意見を踏まえて策定されてものであり、合併建設計画に位置付けられた重要事業でもあることから、早期事業化に向けて都市計画決定等の手続きを進めてまいる考えであります。

次に、生活環境整備については、土地区画整理事業が、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることにより、施行区域を一体的、かつ総合的に整備することの出来る優れた整備手法であることから、川南地区のまちづくりに有効な事業であると考えております。

次に、市街化調整区域への速やかな編入についてであります。

川南土地区画整理事業は、公共団体施行として、1969年（昭和44年）に施行区域150haで都市計画決定し、その後、1975年（昭和50年）に事業認可を受けて以降、事業が進捗しない中で、新たに、神辺地区まちづくり事業計画が策定され、この区域を3つの事業手法で整備することとしたものであります。

現在でも当初決定の区域は変更されておらず、それぞれの事業手法の方向性を固めているところであり、市街化調整区域への編入のみを先行して行うことは困難であります。

次に、農地の固定資産税については、地方税法の規定により評価し、課税することとされており、軽減することは困難であります。

以上

次に、福山駅前市街地再開発事業についてであります。

東桜町地区につきましては、特定事業参加者が民事再生法の申し立てを行いました。施行者は再開発ビルの完成にむけて継続して事業に取り組むことを表明しております。

また、特定事業参加者は、東桜町地区市街地再開発事業を再生計画の柱とする意向を発表しており、当該再生計画などの状況を十分注視していく必要があると考えております。

本市といたしましては、国に緊急的な支援策として創設された、「都市・地域再生緊急促進事業」を有効に活用するとともに、計画通りの完成にむけて引き続き、支援してまいる考えであります。

次に、福山駅前広場整備についてであります。

地下送迎場の整備につきましては、交通結節点としての機能確保と遺構の保存・活用のあり方等について、ひろく市民各般のご意見や、専門家の技術的助言等をお伺いし、これらを踏まえる中で基本計画をとりまとめ、昨年12月に市議会へお示しし実施に向けて取り組んできたところであります。

カーブについては、道路構造令等の基準に基づき設計をしており、安全性は確保できるものであります。

いずれにいたしましても、利用者にご不便をおかけしている状況を一日も早く解消し、早期完成に努めてまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましても、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付金規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける事務所の使用許可につきましても、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているものであります。

次に、福山市同和対策審議会設置条例についてであります。

同和問題につきましても、インターネット上の差別記載、行政書士等による身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件など、今日的な課題もあり、条例につきましても、こうした状況を見る中で、検討してまいります。

以上